

N 塾 塾利用規則

1. 目的

この N 塾 塾利用規則（以下「塾則」といいます）は、N 高等学校に在籍する生徒で N 塾に入塾した生徒（以下「塾生」といいます）が、N 塾の授業および学習を最大限活用することにより、東京大学現役合格を主目的とし、合わせて本塾の運営、利用ルール等を定めることも目的とする。

2. 入塾、退塾

(1) 入塾を許可された塾生は、開講までに入塾金および学費（授業料、教材費、設備維持費等をいう）を添えて、本塾が指定した書類を入塾手続き期間内に提出しなければならない。

(2) 病気その他やむを得ない事由で退塾を願い出る場合は、保護者連署の届出書を提出することで、これを許可する。

(3) 本塾への在籍は、同一学年は一年を限度とし、単位未履修やスクーリング不参加等により留年となった場合は、退塾処分とする。

3. 卒塾

以下に該当する者は本塾を 3 月 31 日（退学者の場合は退学日）付で卒塾したものとする。

- a) N 高等学校卒業予定年度の東京大学入学試験に合格した者
- b) N 高等学校卒業予定年度に塾生が希望する他大学の入学試験に合格した者
- c) N 高等学校を卒業または退学した日までに a) または b) の大学に合格できなかった者

4. 成績

不定期に行われる学力判定試験で基準点に満たない塾生については、本塾の判断で翌学年から退塾させる場合がある。成績不振による退塾基準については、別途定める。

5. 賞罰

(1) 本塾則または在塾中の各ルールおよび約束事項に違反した塾生については、違反の内容により懲戒処分を受けることがある。懲戒処分は以下の内容のいずれかとする。

- a) 退塾処分
- b) 出席停止処分（停止日数は違反内容による）
- c) 書面による厳重注意
- d) 口頭による注意・指導

(2) 以下に該当する塾生は原則として、退塾処分とする。ただし、本塾はその情状によっては当該塾生を出席停止処分にとどめることができる。

- a) 著しく素行不良または学習成績および態度が不良で、本塾の指導にもかかわらず改善の見込みがないと判断した者
- b) 本塾のルールに違反し、塾生としての本分を全うしないなど、本塾の塾生としてふさわしくないと判断した者
- c) 本塾の内外に関わらず、暴力行為または犯罪行為に及んだ者
- d) 「別紙」に記載する退塾処分事由のいずれかに該当する者
- e) 学費を3カ月以上滞納している者

(3) 本条および第2条で退塾処分となった塾生については、退塾処分日の月末をもって本塾を退塾するものとする。これに伴い、本塾は退塾生に対して退塾日までの諸費用の一切を請求することができる。なお、過払い費用が生じた場合は、退塾日までの費用を控除した金額を返還する。

6. その他規定

(1) 塾生個人の教材は、各自で責任を持って管理し、紛失・盗難等の場合も本塾は一切の責任を負わない。

(2) 塾内の設備・備品等は丁寧に扱うこと。万が一破損や汚損などの損害を生じた場合、その損害相当額を賠償しなければならない。

(3) 本塾に提出している本人または保護者の住所等の情報に変更があった場合は、すみやかに本塾事務局へ届け出ること。

(4) 防犯および個人情報保護の理由から、以下の者の塾内への立ち入りは認めない。

- －本塾の関係者以外の者
- －本塾の許可を受けていない塾生の保護者および関係者

(5) 授業中の無断外出、飲食、携帯電話の使用は原則として認めない。飲食・携帯電話の使用は本塾が指定した時間・場所で行うこと。

(6) 塾生が本塾内でイベント活動等を自主的に企画したい場合は、あらかじめ本塾事務局へ申し出ること。本塾が許可した場合でも、活動に伴って発生した事故、怪我、病気、物損の損害について、本塾は一切の責任を負わない。

別紙

本塾則 5. (2) (d)に定める退塾処分事由の詳細について

1. 欠席

以下のいずれかに該当する欠席の場合は、原則として退塾処分となる。

- ① ひと月あたり、無断欠席を「2回」した場合。
 - ② ひと月あたり「4日以上」欠席した場合。ただし、以下の理由による欠席の場合は、欠席日数には含めない。
 - 1) 体調不良（後日、医療機関を受診したことを証明する書類の提出を必須とする）
ごく個人的な理由（「起きられない」「徹夜した」「だるい」「気がむかない」など）による欠席は一切認めない。
 - 2) 本人の入院（後日、入院を証明する書類の提出を必須とする）
 - 3) 親族の病気または入院
 - 4) 本人および親族に慶弔が発生した場合
 - 5) その他、本人が欠席連絡をし、本塾が正当な理由と認めた場合
 - ③ 正当な欠席理由であっても欠席回数自体が特に多い場合で、本人の受験まで寮および本塾での生活に耐えることができないと本塾が判断した場合
- ※ 欠席についての連絡は本塾へのメール連絡を基本とし、欠席する日の24時（翌日午前0時）までに本塾へ連絡しなければならない。これ以降の欠席連絡は原則として認めない。なお、携帯電話やパソコンの故障によりN塾へのメール連絡ができない場合は、寮の本塾生へ伝言を頼む形を認める。

2. 遅刻

以下のいずれかに該当する遅刻の場合は、原則として退塾処分となる。

- ① 本塾への連絡なしの遅刻が3日連続で続いた場合
 - ② 1週間あたり3日、無断で遅刻をした場合
 - ③ 本塾へ連絡があったとしても、ひと月当たり7日以上遅刻があった場合。ただし、通院による遅刻の場合は除く。
- ※ 遅刻をするときは、必ず事前に本塾へメールで連絡すること。連絡がなかった場合は、上記①②の遅刻としてカウントする。
- 遅刻はたとえ1分でも認めない、授業開始時刻は9時である。

3. その他

講師の指示に従わない、生活習慣の改善の余地がみられないなど、東大合格への意欲が行動に現れていないと本塾の判断が判断した者は、原則として退塾処分となる。

以 上

平成28年4月1日 制定

平成28年5月16日 改定